二　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号に定める方法（同規則第３改訂版の附則４（附則４の2.7.2.を除く。）に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、５分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の附則５の1.及び2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

三　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.に限る。）に適合すること。

四　圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5ｔを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第３改訂版附則３の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の附則５に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第５項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.2.に限る。）に適合すること。

第九十八条第三項第一号イに次のように加える。

⑷　国際相互承認則第５条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの

第九十八条第三項第一号ロに次のように加える。

⑷　国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの

第九十八条第三項第二号中「であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54ｔ未満のもの」及び「以下この号及び次号において「圧縮水素ガス燃料乗用自動車」という。」を削り、「次に掲げる基準に適合するものであること。」を「協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.までに限る。）に定める基準に適合すること。」に改め、同号イからホを削り、同項第三号中「圧縮水素ガス燃料乗用自動車以外の」を削り、「二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。」を「三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に限る。」に、「適合するものであること。」を「適合すること。」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車に限る。）にあっては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が300㎜以上である位置に取り付けられていること。

第九十八条第四項各号を次のように改める。

一　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則の附則３に限る。）に定める方法又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号に定める方法（同規則第３改訂版の附則４（附則４の2.7.2.を除く。）に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、５分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の附則５の1.及び2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

三　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.に限る。）に適合すること。

四　圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5ｔを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第３改訂版附則３の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の附則５に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第５項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.2.に限る。）に適合すること。

第九十八条第五項第一号中「ガス容器、容器元弁及び容器安全弁」を「ガス容器及び容器附属品」に改める。

第百七十七条第三項第一号イに次のように加える。

⑷　国際相互承認則第５条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの

第百七十七条第三項第一号ロに次のように加える。

⑷　国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの